

# ゴルフ費用の経費判断 & 仕訳 早見表

## 1) まず「経費にできる前提」を満たすか（事業関連性）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	同行者に「取引先・仕入先など事業関係者」が含まれている（社内だけのプレーではない） - 基準・補足：支出が「得意先等への接待等のため」と説明できること。
<input type="checkbox"/>	目的（商談・関係維持など）が社内記録に残っており、必要な決裁がなされている（後日説明できる） - 基準・補足：交際費等は「事業に関係のある者への接待等のための支出」が前提。
<input type="checkbox"/>	私的利用が混在する場合、事業分を合理的に区分できる（区分できないなら経費算入を見送る） - 基準・補足：混在のまま全額計上は否認リスクが上がる（実務上の安全運用）。

## 2) 支出内容別：勘定科目と仕訳（ゴルフ場・プレー関連）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	プレー代（利用税等を含む請求を含む）は「交際費」で処理する根拠がある - 基準・補足：プレーに直接要する費用は、業務上必要と認められる場合「交際費」、そうでなければ給与扱いとなり得る。
<input type="checkbox"/>	ゴルフクラブ「年会費・ロッカー料・名義書換料等（プレー直接費用を除く）」の処理を確認した - 基準・補足：入会金を資産計上している場合は交際費、入会金が給与扱いなら会費等も給与扱い。
<input type="checkbox"/>	ゴルフクラブ入会金（会員権）は、法人会員として「資産計上」している（または例外の根拠がある） - 基準・補足：法人会員は資産計上。記名式で特定役員等の私的利用なら給与（経済的利益の供与）扱いになり得る。

### 3) 支出内容別：交通費・飲食費・景品代

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	<p>交通費は「開催主体」に合わせて科目を統一している（自社主催＝交際費、他社主催参加＝旅費交通費等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 基準・補足：社内ルールとして一貫性を持たせ、摘要に「〇〇社主催ゴルフ参加」等を残す。</li></ul>
<input type="checkbox"/>	<p>ゴルフ当日や終了後の飲食が「飲食等」に該当しうる場合、少額飲食費の判定（1人当たり金額）を行った</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 基準・補足：2024-04-01以後の支出は1人当たり10,000円以下、かつ所定事項を記載した書類保存が必要。</li><li>- 基準・補足：ゴルフ場の請求が「プレー代一式」で内訳不明な場合、少額飲食費の適用判断が難しくなるため、明細の入手・摘要補強を行う。</li></ul>
<input type="checkbox"/>	<p>景品代は「交際費（または販売促進費等）」の社内基準に沿って処理した</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 基準・補足：どちらを使うかは社内の会計方針に依存するため、運用ルールに合わせる（同種取引でブレない）。</li></ul>

## 4) ゴルフ用品（クラブ等）購入の判断

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	ゴルフ用品が「会社保管」「誰でも利用」「接待目的に限定」など、業務専用で説明可能か確認した - 基準・補足：私物化（自宅保管・私的利用）が疑われる形だと否認リスクが高い（実務上）。
<input type="checkbox"/>	金額に応じて「消耗品費／備品（固定資産）／一括償却資産」など社内基準に従って処理した - 基準・補足：税務上の資産計上ライン等は会社の規程（少額資産の取扱い）に依存するため、社内規程に照らす。

## 5) 経費にしない（または要慎重）と判断すべき支出

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	社内メンバーのみのラウンド費用は、原則として経費計上しない方針が確認した - 基準・補足：交際費には該当しない場合、福利厚生費等に該当するかを検討
<input type="checkbox"/>	ゴルフレッスン・個人的練習代・私的な用品購入は、業務関連の立証が弱い場合は経費算入を見送った
<input type="checkbox"/>	ゴルフ保険は、業務性の説明が困難な場合は経費算入を見送った（加入目的・受取人等を含め説明が必要）

## 6) 法人税：交際費等の「損金算入制限」チェック（決算・申告前）

チェック	注意事項
<input data-bbox="160 350 200 390" type="checkbox"/>	<p>交際費等の計上額が、法人区分（資本金等）に応じた損金算入枠の対象となるか確認した</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 基準・補足：資本金等1億円以下等は「年800万円枠」または「接待飲食費50%」等の計算。その他法人区分もあり。</li></ul>
<input data-bbox="160 576 200 616" type="checkbox"/>	<p>少額飲食費（10,000円／5,000円基準）の除外適用を使う場合、保存要件（年月日・相手先・人数・店名所在地等）を満たしている</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 基準・補足：保存要件を満たさないと除外できない。</li></ul>

## 7) 証憑・記録（税務調査耐性）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	領収書・明細に「ゴルフ場名称」「プレー代」「年会費」「飲食」など内容が分かる記載がある（不足なら摘要で補強）
<input type="checkbox"/>	参加者（社外の氏名/社名・関係）、人数、日付、場所を社内メモに残した - 基準・補足：少額飲食費の除外を使う場合は必須項目。
<input type="checkbox"/>	ゴルフクラブ入会金・会費について「資産計上／給与扱い」の判断根拠（規程・利用状況）を保存した - 基準・補足：会費等の扱いは入会金の処理に連動しうる。 ・ 法人会員として入会金を資産計上した場合：会費は交際費 ・ 個人会員として入会金を給与処理した場合：会費は給与

## チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	少額飲食費の基準額は、支出日で <b>5,000円（～2024-03-31）／10,000円（2024-04-01～）</b> と扱いが変わるため、日付で判定すること。
<input type="checkbox"/>	ゴルフクラブの <b>入会金・会費・プレー直接費用</b> は、入会金の処理（資産/給与）や業務性によって <b>交際費か給与扱い</b> かが分岐するため、利用実態の記録を残すこと。
<input type="checkbox"/>	「領収書だけ」では弱いケースがあるため、参加者・目的・関係を社内決裁書類や精算書及び帳簿の摘要欄で補強すること（後日説明不能が最大のリスク）。
<input type="checkbox"/>	社内だけのラウンドや私的要素が強い支出は、交際費等の定義から外れやすい点に注意すること。

ゴルフ費用（法人） 判断の入口	YES（条件を満たす）	NO（条件を満たさない）	結論
支出目的は「得意先・仕入先など事業関係者への接待等」のためか	取引先等への接待・供応・贈答等として説明できる	社内だけ／私的目的／説明できない	YES→「交際費等」ルートで下段へ／NO→この表では「交際費等」にしない（要別検討）
「飲食等」か（飲食・弁当差入れ等）	飲食等に該当	飲食等ではない（プレー代・景品・年会費等）	飲食等→「飲食の判定表」へ／それ以外→「支出別表」へ
ゴルフクラブ入会金・会費等か	入会金／年会費／ロッカー料等	それ以外	入会金・会費等→「会員権の判定表」へ

支出別表 1/2	経費計上OKの条件	勘定科目 (借方)	勘定科目 (貸方)	摘要例	補足
プレー代（グリーンフィー等の「直接要する費用」）	法人の業務の遂行上必要として説明できる（取引先同席の接待等）	交際費	現金（または未払金／普通預金）	取引先（社名・氏名）接待ゴルフ／〇〇CC／参加〇名	業務上必要と説明できない→給与（この表では「交際費」にしない）
交通費（タクシー・電車・高速・ガソリン等）	接待等に付随し、目的・同行者が説明できる	交際費（※社内で「旅費交通費」運用でも可：継続適用）	現金等	接待ゴルフ移動（行先・取引先名）	目的・同行者が説明できない→この表ではNG（私用混在）
景品代（コンペ景品等）	取引先等が参加し、接待等として説明できる	交際費（※社内で販売促進費運用なら統一）	現金等	ゴルフコンペ景品（取引先名／参加者範囲）	取引先等がない→この表では交際費等にしない

支出別表 2/2	経費計上OKの条件	勘定科目 (借方)	勘定科目 (貸方)	摘要例	補足
ゴルフ場「年会費・年決めロッカー料等」（プレー直接費用を除く）	入会金が「資産計上」になっている	交際費	現金等	〇〇GC 年会費 (会員番号)	入会金が給与扱い→会費等も給与（この表では交際費にしない）
ゴルフ用品購入（クラブ・ボール等）	私用混在を排除でき、業務専用として説明できる（例：会社保管・共用）	消耗品費 (※固定資産になる金額帯は社内規程で判定)	現金等	接待用ゴルフ用品（会社保管）	私物化・私用混在→この表ではNG（経費算入しない運用が安全）

飲食の判定表	支出日	1人当たり金額 (総額÷参加人数)	保存書類 (必須事項)の有無	結論
ケースA	2024-04-01以後	10,000円以下	あり (下の必須事項を満たす)	交際費等から除外(=交際費等の損金算入制限の計算に入れない)
ケースB	2024-04-01以後	10,000円超	—	交際費等を含める
ケースC	2024-03-31以前	5,000円以下	あり (下の必須事項を満たす)	交際費等から除外
ケースD	2024-03-31以前	5,000円超	—	交際費等を含める
保存書類の必須事項 (これが欠けると除外不可)	—	—	年月日／相手先(氏名・名称+関係)／参加人数／金額／店名・所在地(不明なら領収書等の支払先情報)／その他必要事項	満たさない場合は「交際費等を含める」

会員権の判定表 関連の項目	判定条件	結論	勘定科目（借方）	仕訳例
入会金（法人会員）	法人会員として入会	資産計上 （償却不可）	ゴルフ会員権（投資その他の資産等）	（借）ゴルフ会員権／ （貸）現金
入会金（記名式法人会員）	名義人（特定役員/ 使用人）が専ら業務 に関係なく利用	給与	給与手当（※役員なら役員報酬等）	（借）給与手当／（貸）現金
入会金（個人会員）	個人会員として入会 （原則）	給与	給与手当（※役員なら役員報酬等）	（借）給与手当／（貸）現金
入会金（脱退時の返還なし部分）	脱退して返還されない部分が確定	脱退年度に 損金算入	「ゴルフ会員権売却損」 「退会損失」等（または雑損失等：社内方針で統一）	（借）交際費等／（貸）ゴルフ会員権（返還なし部分）
年会費・年決めロッカー料等（プレー直接費用を除く）	入会金が資産計上	交際費	交際費	（借）交際費／（貸）現金（摘要：年会費等）
年会費・年決めロッカー料等（プレー直接費用を除く）	入会金が給与扱い	給与	給与手当	（借）給与手当／（貸）現金
プレー直接費用（会員権の有無に関係なく）	業務遂行上必要と認められる	交際費	交際費	（借）交際費／（貸）現金（摘要：接待ゴルフ）
プレー直接費用（会員権の有無に関係なく）	業務上必要と認められない	給与	給与手当	（借）給与手当／（貸）現金

決算・申告用：交際費等の 損金算入	法人区分	損金算入	損金不算入
中小法人等（1億円以下 「等」）	1億円以下（※一定の例外 法人は除く）	次のどちらかを選択：① <b>飲食等（※除外対象を除く）×50%</b> を損金算入 （＝残り50%が不算入） ② <b>交際費等のうち年800万円（期中月数按分）まで損金算入</b> （＝超過が不算入）	①飲食等×50%を超える部分 ②800万円（按分）超の部分
大法人（1億円超100億円 以下）	1億円超100億円以下	<b>飲食等（※除外対象を除く）×50%</b> を損金算入	飲食等×50%を超える部分 （＝残り50%）
大法人（100億円超）	100億円超	損金算入なし	交際費等の全額

「交際費等にしない」扱い	支出・状況	結論	理由
社内だけのラウンド費用	取引先等なし	交際費等にしない（要別検討）	交際費等は「事業関係者への接待等のための支出」が前提のため
記名式会員権の私的利用が強い	名義人が専ら私用	交際費等にしない（給与）	私用なら給与扱いになり得る
飲食等の除外（1人1万円/5千円）を使いたい、保存事項が欠ける	記録不足	除外しない（交際費等を含める）	保存書類が適用条件

※2026年2月時点の情報をもとに作成しています